

個人情報保護委員会（第127回）議事概要

- 1 日時：令和元年11月25日（月）11：00～12：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：熊澤委員長代理、丹野委員、小川委員、中村委員、大滝委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、青山総務課長、佐脇参事官、山崎参事官、三原参事官、片岡参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：いわゆる3年ごと見直し（個人情報保護を巡る国内外の動向）
事務局から、資料1に基づき説明を行った。

丹野委員から「法の域外適用の在り方について申し上げる。既に私達は現実グローバル社会の中で暮らしており、その意味で、法の域外適用は非常に重要であり、また、外国事業者に対するイコールフットイングの観点からも報告徴収や命令を規定するということだと思うが、その実効性をどう確保するかという観点が非常に重要である。その観点から具体的な仕組みについて、諸外国の事例等も参考にしつつ法制的な検討を急がなければならない」旨の発言があった。

大滝委員から「短期保存データの在り方についてはこれまでと状況が変わってきており、特に情報化社会の進展や個人情報の漏えい事案の増加等によって、短期保存データであっても個人の権利利益を侵害する可能性が高まっているということが注目されていると思う。現行のプライバシーマーク制度の下でも、こうしたデータについては原則開示請求等に対応している。従って、法においても、保存期間に関わらず、保有個人データに係る規律を及ぼす方向できちんと整理をしていくことが望ましいことであるし、必要である」旨の発言があった。

藤原委員から「見直しに関連して利用目的等による制限の例外について一言申し上げる。ビッグデータ等を活用するということに関連して、いわゆるビッグデータの活用が、スモールプライバシーということになってはならないが、ビッグデータを活用して社会的な課題を解決するという、その動きは当委員会としても個人の権利利益の保護に配慮しつつ後押しする必要があるのではないか。現行法でも第16条、第17条、第23条には一定の例外規定が置かれている。これらは利益衡量規定であり、公共の利益と本人の不利益を比較衡量するものであるが、おそらくビッグデータの時代にはそれにふさわしい丁寧な比較衡量が求められるのだろうと思う。例えば、法第16条については改正前の旧法の時代から議論があり、当初「法

令」についてしか書いていなかったので、事業者も各省庁もかなり困っていたが、弁護士会照会であるとか、製品事故のときの購入者リストの提供の問題を経て、国民生活審議会の中で各省庁から法令や困っている事例の情報提供を受けて法第16条のリストを作ることでガイドラインにして、それによってかなり法律が柔軟に解釈されるようになり、それが今日の当委員会のガイドラインにも反映されているものと思う。更にいえば公衆衛生というような例外についてはEUでもGDPRの前のEU指令の時代からかなり柔軟に、先ほど事務局から説明のあった創薬や医療等の分野を意識して例外的な扱いをされるということで、例示を見ると、例外規定は私の印象だが、今日でもかなり厳格に運用されているように思う。丁寧にガイドライン等で解説を行うことによってビッグデータが社会的課題の解決のために積極的に用いられるという側面を後押しすることが大切なのではないか」旨の発言があった。

小川委員から「提供先において個人データとなる情報の取扱いについて一言申し上げる。これまでターゲティング広告というのは基本的には個人情報を含まないユーザーデータを使用して、個人を特定しない形で広告を出していたということが業界で行われてきたと思う。ただ最近は、事務局からの説明にもあり、また、先ほど藤原委員からビッグデータという話もあったが、ユーザーデータを大量に集めてマッチングを行うといったIT技術が進歩したこともあって、提供先において個人データとなるような、あらかじめそういうことを知りながら個人情報でないということで第三者に提供するという、法の趣旨を潜脱するような、資料53ページの図のようなスキームが横行しつつあると懸念される。本人が関与しないところで個人情報の収集や処理が広まることが懸念されるところであり、こうした場合への対応を事業者側とユーザー側も含めて、様々な視点から整理する必要がある」旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「今回は、中間整理に盛り込んだ項目に加えて、その後の社会状況の変化等を踏まえて必要となる論点について議論を行ったところ。本日のご意見を踏まえて、中間整理公表後の個人情報保護法の執行の実態や意見募集に寄せられた多様な声等も考慮しつつ、とりまとめに向けた整理を進めていくこととしたい」旨の発言があった。

(2) 議題2：国税庁の全項目評価書について

事務局から資料に基づき説明を行った。

本評価書は承認され、国税庁に対し、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知することとなった。

- (3) 議題3：監視監督について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
※内容については非公表。

以上